

市民参加実施予定シート

担当課：流山本町・利根運河ツーリズム推進課

予定
令和6年4月1日時点

(1) 市民参加の手続の実施予定について

事業 タイトル	観光交流センター・地域交流センター整備事業		市が考える 市民等への影響	メリット 観光交流センター・地域交流センターの整備により、交流人口増加の促進及び地域の賑わいを創出することで、地域経済の活性化につなげていくもの。 デメリット 特になし	
正式名称	利根運河地区ツーリズム環境整備事業				
概要	令和元年度に購入した流山市指定有形文化財の旧割烹新川屋本館の建築物を活用し、観光交流センター・地域交流センターとして整備するため、整備方針を定めるもの。			上位計画の有無	無（流山市独自）

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り ()

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	その他(近隣住民説明会)	未定	近隣住民等		地域交流センターを利用することとなる近隣住民に対して施設の整備方針を説明する。
	意見交換会	未定	全市民等	施設見学会	市の指定有形文化財に指定された旧割烹新川屋本館の見学ツアーを開催し、文化財の内容や今後の整備方針を説明し、市民等からから施設に対する意見を聴取する。

(4) 市民参加のスケジュール(予定)

令和4年度		令和5年度											令和6年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
スケジュール	令和5年4月1日	既存建築物の改修方法を検討するため、スケジュールを見直す			
実施予定時期及びスケジュール	令和5年10月1日	引き続き整備方針の検討が必要であるため、実施予定時期を変更する			